社会福祉法人　松原福祉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人松原福祉会では、男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標１：産前産後の諸制度、育児休業制度等の取得率を現状維持する（現行取得率 100%）

【対 策】

令和８年度～ 産前産後の諸制度、育児休業制度に関するパンフレットの配布及び掲示板を利用して周知や情報提供を行う（継続実施）。

～毎年 4 月に提示し周知を継続。

目標２：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月２０時間未満とする。

【対 策】

令和８年度～管理職を対象とした意識改革のための研修を隔月１回実施

～ 業務量の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施

～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施